農振法に基づく農用地区域からの除外申請必要書類

(受付　1/4～1/31・7/1～7/31＜8:30～17:15＞土・日・祝日は除きます。)

申請書　　　　　　２部（Ａ３）

願書（同意書）　　１部（Ａ３）

直接の隣接地（田・畑）の同意が必要です。

（同意が得られない場合は、別紙に理由書が必要です。）

土地改良区へ事前協議をお願いいたします。

位置図（申請地を赤線で囲ってください。）１部

登記全部事項証明書（原本）　１部

法務局備え付け公図（原本）１部

現況写真（申請地を赤線で囲ってください。）２部

求積図（土地の一部を利用・筆界未定の場合）

計画地周辺における所有地一覧表または候補地比較検討表　１部

太陽光発電施設の場合は次も必要です。（各１部）

　事業計画書（様式第２１号）

　パネル配置図

　設置予定の太陽光パネルのカタログ

　完成予定写真等（既設の太陽光パネルの写真）

資材置場・駐車場等の場合は次も必要です。（各１部）

＜FIT認定取得地は、FIT認定の廃止が確認できるまで転用申請ができません。＞

地図

事業所（赤線で囲ってください。）

事業所から申請地までの経路（赤線で記入してください。）

　　　　 現に利用している資材置場・駐車場等（赤線で囲ってください。）

事業計画書（転用と同様のもの）

資材置場・事業性のある駐車場等（様式第２１号の２）

事業性のない駐車場等（様式第２１号）

写真

事業所（赤線で囲ってください。）

現に利用している資材置場・駐車場等（赤線で囲ってください。）

保有資材等

土地利用計画図

　　取水・（雨水）排水計画線

駐車区画線

資材等配置

造成計画断面図

登記簿謄本（写し可）及び定款（写し）…法人の場合

免許状・許可書等（写し）…資格・許可等が必要な転用の場合

誓約書（２部）

**注意事項**

**農振法に基づく農用地区域からの除外**

**申請を提出される皆さまへ**

現在、石井町では１月及び７月の年２回の申請受付を行い、３月及び９月に石井町農業振興地域整備促進協議会を開催し、申請された農地の審議を行っています。

　受付期間中に担当職員及び当課関係職員により申請書を受理し、その後記載事項・添付資料の確認をして協議会に図りますが、その時点で承認されたことではありません。また、承認された場合でも、農地法の転用許可が必ず認められるものでもありませんので、ご注意くださいますようお願いいたします。

　　　　　　　　石井町産業経済課